

総務省組織令の一部を改正する政令参照条文

目次

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）抄	1
○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能的強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第三百三号）による改正後のもの。）抄	1
○ 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）抄	3

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号） 抄

（内部部局）

第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2・3 （略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6 〃 8 （略）

○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号） 抄

（大臣官房の所掌事務）

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 総務省の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 大臣の官印及び省印の保管に関すること。

四 総務省の所掌事務に関する総合調整に関すること。

五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

六 法令案その他の公文書類の審査に関すること。

七 総務省の機構及び定員に関すること。

八 国会との連絡に関すること。

九 総務省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十 総務省所掌の国有財産及び物品の管理に関すること。

十一 総務省の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

十二 広報に関すること。

十三 総務省の保有する情報の公開に関すること。

十四 総務省の保有する個人情報保護に関すること。

十五 総務省の行政の考査に関すること。

- 十六 交付税及び譲与税配付金特別会計の経理に関する事。
- 十七 東日本大震災復興特別会計の経理のうち総務省の所掌に係るものに関する事。
- 十八 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち総務省の所掌に係るものに関する事。
- 十九 総務省の情報システムの整備及び管理に関する事。
- 二十 国立国会図書館支部総務省図書館に関する事。
- 二十一 総務省の所掌事務に関する政策の評価に関する事。
- 二十二 公益信託の監督に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。
- 二十三 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）第三条第一項の規定による特別交付金に関する事。
- 二十四 平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律（平成十二年法律第百十四号）第九条第四項に規定する弔慰金等に関する事。
- 二十五 旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労の事務に関する事。
- 二十六 一般戦災死没者（今次の大戦による本邦における空襲その他の災害のため死亡した者をいう。第二十条第十二号において同じ。）に対して追悼の意を表す事務に関する事（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。
- 二十七 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定による政党事務所周辺地域の指定に関する事。
- 二十八 総務省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事。
- 二十九 前各号に掲げるもののほか、総務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

（総務課の所掌事務）

- 第二十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 総務省の所掌事務に関する総合調整に関する事（企画課の所掌に属するものを除く。）。
 - 二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
 - 三 総務省の所掌事務に関する官報掲載に関する事。
 - 四 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事。
 - 五 国会との連絡に関する事。

- 六 公益信託の監督に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 七 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律第三条第一項の規定による特別交付金に関すること。
- 八 平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律第九条第四項に規定する弔慰金等に関すること。
- 九 旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労の事務に関すること。
- 十 一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務に関すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。
- 十一 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律第三条第一項の規定による政党事務所周辺地域の指定に関すること。
- 十二 前各号に掲げるもののほか、総務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（文教研修施設の指定）

第三百三十二条 自治大学校、情報通信政策研究所及び統計研修所は、総務省設置法第四条第一項第九十二号に規定する政令で定める文教研修施設とする。

○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）抄

（対象政党事務所の指定等）

第四条 総務大臣は、衆議院議員又は参議院議員が所属している政党（政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により政党である旨を総務大臣に届け出たものに限る。第五項及び第六項において同じ。）の要請があったときは、その主たる事務所を対象政党事務所として指定するものとする。この場合において、総務大臣は、併せて当該対象政党事務所の敷地を指定するものとする。

2 総務大臣は、前項の規定により対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地を指定するときは、当該対象政党事務所の敷地及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

3 総務大臣は、第一項の規定により対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地を指定し、並びに前項の規定により当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官と協議しなければならない。

4 総務大臣は、対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺

地域を指定する場合には、その旨並びに当該対象政党事務所の名称、所在地及び敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域を官報で告示しなければならない。

5 第一項の規定によりその主たる事務所が対象政党事務所として指定された政党（次項において「対象政党」という。）は、第一項の規定により指定された対象政党事務所が衆議院議員又は参議院議員が所属している政党の主たる事務所でなくなったときは、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならぬ。

6 総務大臣は、対象政党から当該対象政党に係る対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定の解除の要請があったとき又は第一項の規定により指定された対象政党事務所が衆議院議員若しくは参議院議員が所属している政党の主たる事務所でなくなったときは、直ちに当該対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定を解除しなければならない。

7 総務大臣は、対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定を解除したときは、その旨を官報で告示しなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第二条第一項第一号ハ及び第三号、第四項並びに第五項第二号、第三条第一項第三号、第五項及び第六項、第六条並びに第十条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（総務省設置法の一部改正）

第三条 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条 第一項中第九十五号を第九十六号とし、第八十九号から第九十四号までを一号ずつ繰り下げ、第八十八号の次に次の一号を加える。

八十九 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第四条第一項の規定による対象施設事務所及び対象政党事務所の敷地の指定並びに同条第二項の規定による対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定に関すること。

第二十八条 第一項中「第九十号」を「第九十一号」に、「第九十五号」を「第九十六号」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等）

関する法律の一部改正)

第四条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四十七条中「第四条第一項第八十九号」を「第四条第一項第九十号」に改める。